

社団法人 高知県情報産業協会

定 款

平成24年4月1日

社団法人 高知県情報産業協会 定款

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 会員（第5条～第11条）
- 第3章 役員（第12条～第18条）
- 第4章 総会（第19条～第26条）
- 第5章 理事会（第27条～第34条）
- 第6章 財産及び会計（第35条～第44条）
- 第7章 定款の変更及び解散（第45条～第47条）
- 第8章 事務局（第48条～第50条）
- 第9章 雑則（第51条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、社団法人高知県情報産業協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県南国市蛍が丘1丁目4番に置く。

2 この法人は、総会の議決を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目的）

第3条 この法人は、情報サービス産業技術の普及及び情報化に関する諸事業を行うことにより県内の産業の高度化を図るとともに、地域社会の情報化を促進し、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域情報化の推進並びに情報産業に関する知識の普及・啓発及び情報の提供に関する事業
- (2) 情報関連技術の利用の促進に関する事業
- (3) 情報関連技術に係る人材育成及び交流促進に関する事業
- (4) 地域情報化の推進及び情報産業の発展のための調査研究に関する事業
- (5) 地域情報化の推進及び県内産業の高度化を推進するための諸事業の受託
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（種類）

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって民法（明治29年法律第89号）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した事業を営む個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、前条に掲げる事業の推進を援助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、前条に掲げる事業の推進を援助するため入会した公的な個人又は団体

（入会）

第6条 正会員、賛助会員又は特別会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長

に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は入会時に、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は入会時に、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て別に定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)禁治産もしくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- (3)死亡し、もしくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
- (4)正当な理由がなく、2年以上会費を滞納したとき。
- (5)除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、届出は、退会を希望する日から1月前までにしなければならない。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、総会において議決する前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この法人の定款その他の規程に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次に掲げる役員を置く。

- (1)理事 9人以上16人以内
- (2)監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。また、専務理事、常務理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長、専務理事、常務理事は理事の互選により選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他の特別な関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、遅滞なくその旨を高知県知事（以下「知事」という。）に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(職務)

- 第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の意を受けてこの法人の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、会長の指導を受け業務を処理する。
 - 4 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を処理する。
 - 5 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)財産及び会計を監査すること。
 - (2)理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3)財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会及び理事会又は知事に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期等)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、総会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

- 第18条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、総会において選任する。
 - 3 顧問及び相談役は、会長の諮問を受ける。
 - 4 顧問及び相談役任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会

(構成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

- 第21条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、第14条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定に基づき書面表決又は表決委任を行った正会員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議長及び議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2)臨時総会の招集に関する事項
- (3)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4)総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき。
 - (2)理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3)第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第31条 理事会は、第14条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による招集の請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第30条第3項第2号及び第3号の規定により開催された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(定足数)

第33条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決等)

第34条 理事会には、第25条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「総数及び出席者数」とあるのは「現在数、出席者数及び出席者氏名」と読み替えるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された財産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄附金品
- (4)財産から生ずる収入
- (5)事業に伴う収入
- (6)その他の収入

(財産の管理)

第36条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得て、その事業年度開始後3月以内に知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条前段の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立をしないときは、会長は、理事会の議決を得て、予算が成立をするまでの間、前年度の予算に準じて、収入及び支出をすることができる。

2 前項の規定に基づく収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出の一部とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第40条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得て、その事業年度終了後3月以内に知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、総会の議決の日から2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第42条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(公益事業以外の事業)

第43条 この法人が公益事業以外の事業に関する重要な事項を決定しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 委員会及び事務局

(委員会)

第48条 本法人の事業運営に関し、必要な委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、会員をもって構成する。
- 3 委員会の設置及び廃止は、理事会に置いて議決する。
- 4 委員会の委員長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の整備)

第50条 事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿を整備しておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 許可、認可等に関する書類
- (4) 登記に関する書類
- (5) 役員及び職員の名簿及び履歴書並びに役員の就任承諾書
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 事業計画及び収支予算書
- (10) 前各号に掲げるもののほか必要な書類及び帳簿

第9章 雑則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は平成24年4月1日から適用する。

上記定款の原本に相違ありません。

南国市蛸が丘1丁目4番
社団法人 高知県情報産業協会

理 事 加 藤 稔

社団法人 高知県情報産業協会 会費に関する規則

社団法人高知県情報産業協会会員の入会金及び会費については、定款第7条の定めるほか本規則の定めるところによる。

(入会金)

第1条 本会の正会員は、入会にあたり次の入会金を納入しなければならない。

(1) 正会員 10,000円

(年会費)

第2条 本会の会員は、毎年、次の各号に該当する会費を納入しなければならない。

(1) 情報サービス業を営む正会員(団体)の内、創業4年以上、又は従業員数10名以上の正会員(団体)の会費は、毎年1月1日現在の職員数(常勤役員を含む常勤雇用職員)をもって翌年度の会費を決定する。

職員数	年会費
100名以上	100,000円
50～99名	80,000円
30～49名	60,000円
10～29名	40,000円
6～9名	20,000円
5名以下	10,000円

(2) 情報サービス業を営む正会員(団体)の内、創業3年以下で、かつ従業員数9名以下の正会員(団体)。但し、職員数は毎年1月1日現在の職員数(常勤役員を含む常勤雇用職員)とする。

年会費 一律 10,000円

(3) 情報サービス業以外を営む正会員(団体)の会費は、毎年1月1日現在の職員数(常勤役員を含む常勤雇用職員)をもって翌年度の会費を決定する。

職員数	年会費
51名以上	40,000円
50名以下	20,000円

(4) 個人の正会員 年会費 一律 10,000円

(5) 賛助会員 年会費 一律 60,000円

(6) 特別会員 免除

(臨時会費)

第3条 前条の規定のほか、総会の議決により臨時会費を徴収することができる。

(納入時期及び方法)

第4条 前条の会費は、指定された日迄に、指定された口座に振り込むものとする。

(途中入会)

第5条 年の途中で入会した会員の会費は、入会した月を含む4半期割りとし、その額を入会した月の末日迄に納入する。ただし、その額に端数が生じた場合は千円単位で切り上げる。

(その他)

第6条 本規則に定めのない事項については、理事会で決定する。

(改廃)

本規則は総会の承認を経て改廃する。

附 則

1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。